

平成二十八年十月十二日提出
質問第五六号

「公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律案」にある改定ルールの見直しを踏まえた年金受給額に関する質問主意書

提出者 井坂信彦

「公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律案」にあ

る改定ルールの見直しを踏まえた年金受給額に関する質問主意書

第百九十回国会に提出された「公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律案」には、年金受給額の改定ルールを賃金変動と物価変動に基づいたルールに見直す内容が含まれている。この改定ルールの見直しについて、以下お尋ねする。

「物価改定率と賃金改定率の常に低い方に合わせて年金額をスライドさせる」という本法案の新しい改定ルールを、仮に平成十九年度から平成二十八年度の十年間にも行っていた場合と、同じ十年間に、仮に特例水準も本法案の新しい改定ルールも無かった場合とを比較した時、各年度の年金給付額はそれぞれ何%および何兆円差がつくのか。政府の試算の有無とそれに対する見解は如何に。

右質問する。